

令和6年10月7日開催

第6回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和6年度 第6回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年10月7日(月)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時58分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 12人

会 長	18番	石丸	博雄
会長職務代理者	17番	佐藤	克哉
委 員	3番	西塚	仁志
委 員	4番	鈴木	智志
委 員	5番	坂本	俊彦
委 員	6番	大河原	正一
委 員	8番	小山田	和美
委 員	10番	菅井	誠
委 員	11番	原田喜一郎	
委 員	12番	西原	弘子
委 員	14番	西	美紀
委 員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 6人

委 員	1番	林	秀和
委 員	2番	早川	剛司
委 員	7番	須藤	智弘
委 員	9番	笹原	仁
委 員	13番	鈴木	和弘
委 員	15番	相田	幸博

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

委 員	3番	西塚	仁
委 員	10番	菅井	誠

- 第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

- 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
農地・農業振興担当係長	原	吉生
農地・農業振興担当専門員	菊地	隆

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和6年度第6回(R6.10.7)遠軽町農業委員会総会を開催します。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名の出席であります。

「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番 西塚委員、10番 菅井委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

主 幹 諸般の報告をいたします。令和6年8月6日、第5回農業委員会総会を開催いたしております。8月21日、オホーツク農業委員会連合会事務局長会議が北見市で行なわれ、広瀬事務局長が出席しております。8月27日、ブロック別農業委員会職員研修会が開催され、原係長が出席しております。9月5日、定例町議会が開催され、石丸会長と広瀬事務局長が出席しております。9月17日、WEB会議ということで農業会議会費問題ということで開催され、広瀬事務局長が出席しております。今後の予定であります。11月7日、第7回農業委員会総会を予定しております。

以上です。

議 長 ただ今の諸般の報告につきまして、何か質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議 長 それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 2ページをお開きください。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地について、別紙のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、同法第4条第2項の規定により許可する。令和6年10月7日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

3ページをお開きください。1 申請人の住所氏名「紋別郡遠軽町●●● 農業 ●● ●●」。2 申請の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、地目公募「原野」「畑」、現況全て「畑」、面積「2筆

合計2,170㎡」。3 申請の理由「農家民泊のトレーラーハウスを建設するため。」。4 施設の概要、名称「トレーラーハウス」、棟数「2」、面積「303.84㎡」。位置図については4ページ、施設の配置図については5ページを参照願います。5ページの配置図にも記載がありますが、その他の施設としてウッドデッキ、サウナ、ピザ窯、芝生などがあり、転用面積が妥当であると判断しました。本件の農地については、第1種農地であります。ファームイン農家民泊が小規模で副業的である場合は転用を許可できることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の6件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 6ページをお開きください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年10月7日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号45から48までは賃貸借です。整理番号45。所在「●●●●」、地番「●●●●」、公募現況地目共に「畑」、面積「21,338㎡」、貸主「●●●●●●●●」、借主「●●●●●●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年10月15日」、終期「令和16年10月14日」、期間「10年」、金額「年50,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件については、新規に賃貸借を設定するものであります。位置図については、9ページを参照願います。

続きまして、整理番号46。所在「●●●●●●●●」、地番「●●●●の内外10筆」、公募現況地目全て「畑」、面積「11筆合計142,522㎡」、貸主「●●●●●●●●」、借主「●●●●●●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年10月15日」、終期「令和10年3

月31日」、期間「3年5ヶ月」、金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件については、新規に賃貸借を設定するものであります。位置図については、10ページを参照願います。

続きまして、整理番号47。所在「●●●」、地番「●●の外7筆」、公募現況地目全て「畑」、面積「8筆合計90,000㎡」、貸主「●●●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年10月15日」、終期「令和26年10月14日」、期間「20年」、金額「年225,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件については、新規に賃貸借を設定するものであります。位置図については、11ページを参照願います。

続きまして、整理番号48。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募現況地目全て「畑」、面積「2筆合計32,267㎡」貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年10月15日」、終期「令和16年10月14日」、期間「10年」、金額「年90,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件についても、新規に賃貸借を設定するものであります。位置図については、12ページを参照願います。

続きまして、所有権移転です。整理番号49。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2,866㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年10月15日」、支払期限「令和6年11月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で200,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、13ページを参照願います。

続きまして、整理番号50。所在「●●●」、地番「●●外13筆」、公募地目「田」「畑」、現況地目「畑」、面積「14筆合計70,082㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年10月15日」、支払期限「令和6年12月27日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆で2,000,000円」、支払方法「指定口座振込」。位置図については、14ページを参照願います。

以上です。

議 長 これより、議案第2号「整理番号45」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号46」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号47」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号48」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号49」について質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第2号「整理番号49」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号49」の審議が終了しましたので、
「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。
(●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。議案第2号「整理番号49」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号50」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「現況証明願いについて」の9件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 15ページをお開きください。議案第3号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和6年10月7日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

16ページをお開きください。別紙 整理番号18。所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外1筆」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計435㎡」、申請者住所「紋別市●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、都市計画区域内第2種中高層住居専用地域内にあり、現況は宅地となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、17ページを参照願います。

続きまして、整理番号19。所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外1筆」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計594㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●●」、氏名「●●●● ●●●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、都市計画区域内第1種住居専用地域内にあり、現況宅地となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、18ページを参照願います。

続きまして、整理番号20。所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、地

目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「186㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、山林となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、19ページを参照願います。

続きまして、整理番号21。所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「33,494㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、現況が雑種地となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、19ページを参照願います。

続きまして、整理番号22。所在「遠軽町●●●」、地番「●●外2筆」、地目公募「畑」「田」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「3筆合計8,160㎡」、申請者住所「茨城県古河市●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、雑種地となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、20ページを参照願います。

続きまして、整理番号23。所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公募「田」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「20,480㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、山林となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、21ページを参照願います。

続きまして、整理番号24。所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2,619㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、現況は山林となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、22ページを参照願います。

続きまして、整理番号25。所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2,151㎡」、申請者住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、原野となっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、22ページを参照願います。

続きまして、整理番号26。所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計3,251㎡」、申請者住所「紋別郡滝上町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。申請地は、現在は原野となっております。農地以外への地目変更はやむを得ないと判断しました。位置図については、23ページを参照願います。

以上です。

議 長 これより、議案第3号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号20、21」の2件についての質疑を行います
が、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件
でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。
(●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号20」についての
質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号20、21」の2件についての審議が終了しまし
たので、

「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。
(●番 ●●委員 着席)

- 議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。議案第3号「整理番号20、21」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号24」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「整理番号25」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号26」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和6年度第6回遠軽町農業委員会総会を閉会しま
す。